

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年11月18日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
会議規則の欠席事由等について	3
杉並区議会基本条例制定に係る全員協議会の招集と区民意見の募集について	4

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年11月18日(木)		午後 1時29分～午後 1時44分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ	理事 井 口 かづ子	理事 島 田 敏 光	理事 山 田 耕 平
	理事 奥 山 たえこ	理事 太 田 哲 二	理事 新 城 せつこ	理事 岩 田 いくま
欠席理事	(なし)			
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸	副議長 山 本 ひろ子		
出席理事者				
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一	事務局 次長 内 藤 友 行	庶務係 長 久保井 悦 代	調 査 長 武 士 清 亮
	議事係 長 蓑 輪 悦 男	担 当 書 記 出 口 克 己		

(午後 1時29分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、10月29日の1回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《会議規則の欠席事由等について》

大泉理事 次に、会議規則の欠席事由等について事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 先日の議運理事会におきまして議題とされておりました、会派の意見をいただくことになっておりました件でございます。

資料1を御覧ください。各会派からの意見をまとめたものでございます。会議規則の欠席事由につきましては、全ての会派が標準を準用する案でよいという意見でございました。

1枚おめくりいただきまして、議員報酬の条例についての会派ごとの意見です。議員報酬の条例については、6会派が改正は不要との意見で、平和から改正が必要であるとの意見がございました。この内容を基に御協議いただきたいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。また、各理事から補足の説明などありましたら、お願いしたいと思いますけれども。

今、次長から説明ありましたとおり、欠席事由に関しては標準規則を準用するというふうな形で、これはおおむねどの会派も一致できたというところになるかと思えます。

ただ、議員報酬に関しては、いのち・平和さんのほうから、品川方式というもの、これは段階的に、期間に応じて少しずつ下げていくというような御意見もございました。またその一方で、ほかの会派については、今の段階では特に不要ではないかというようなことでございます。

なので、そういったところに関して、これに鑑みて全体をまとめるということですが、会議規則については標準の準用ということで改正案として、議員報酬に関しては、今回は改正はせずというようなところに落ち着かせてよろしいですか。

新城理事 一旦はこういう理由から改正が必要というふうに出させていただきましたが、これは今後また議論に付していただくということを前提にして、今回大勢に従うという

ことで、それで結構だと思います。

大泉理事 そうしましたら、理事会での意見の一致が見られるというふうな理解をした上で、会議規則につきましては標準を準用した改正案とし、4定最終日に提出する方向で進めるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 なお、議員報酬の条例については、今回の出産による欠席期間の明文化に関しては特に見直しを要しないという結論にしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、そのようにいたします。

《杉並区議会基本条例制定に係る全員協議会の招集と区民意見の募集について》

大泉理事 次に、杉並区議会基本条例制定に係る全員協議会の招集と区民意見の募集について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2のほうになります。御覧ください。この間、議会改革特別委員会におきまして議論を進めていた杉並区議会基本条例について、4定中に素案が完成する見込みです。素案の完成後、条例案の説明のため、全員協議会の開催、区民意見の募集を予定しております。直近の議会改革特別委員会の開催が12月2日のため、正式決定はなされておりましたが、資料2の委員長から議長宛ての依頼の案文について御説明をいたします。

全員協議会の開催につきましては、議題は杉並区議会基本条例（素案）についてを案件とし、開催日時は4定の最終日見込みである12月3日の本会議終了後を予定、開催場所は中棟5階第3委員会室を予定、説明者は議会改革特別委員会委員とするものです。

なお、資料には記載はございませんが、全員協議会は議長が招集権者であり、通常、議長が進行しますが、質疑に対する答弁者の指名などについては、委員長が采配したほうが円滑に進められるのではとの考えがあり、質疑、答弁等のやり取りに関しては、議長から委員長に進行役を一任いただきたいとのことです。

また、会派ごとの質疑持ち時間は特に設けず、その場で質疑のある議員を指名し、委員長が指名する委員が答弁する流れで考えているとのことです。

この内容で、先日、議会改革特別委員会の委員を構成員とする議会基本条例に関する部会において了承されたとのことです。

続いて、区民意見の募集についてですが、広報媒体として「杉並区議会だより」令和4年1月1日号及び杉並区議会ホームページを活用し、募集期間は令和4年1月5日水

曜から1月31日月曜まで、提出方法は、はがき、封書、ファックス、Eメールまたは持参とするものです。条文案は、近日中にLINE WORKSにて全議員に配付する予定です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 我が会派のほうから2点要望があります。

まず、今、パブコメをやりますということなんですが、そのことを「議会だより」だけではなくて、「広報すぎなみ」のほうに載っけてもらえないかしらと。つまり「広報すぎなみ」は結構見ている人がいるけれども、「議会だより」はもしかしたら読まない人がいるかもしれないから、紙に載っけてもらえないかとか、もしくは杉並区自体のホームページに載っけてもらえないかというのが1つです。

あともう1つは、全協のときの様子をできれば動画ぐらいで撮ったほうがいいなと思っているんです。ただ、全部を撮ってもなかなか大変だから、冒頭のところだけ、議長が説明をし、今、進行役として委員長に代わりますという話でしたが、そういうふうな流れでこの後質疑をしますみたいな感じで、質疑のところは以下略でもいいかもしれませんが、何かアピールしていただきたいというのが我が会派からの2つの要望であります。ぜひ御検討をお願いします。

大泉理事 どうでしょう、事務局さん、「広報すぎなみ」に、今こういった御意見をいただきましたけれども。

議会事務局次長 御意見ということで承って、委員長のほうにはお伝えしたいと思います。

奥山理事 いや、委員長じゃ駄目で、区長部局に伝えてもらわないと。では、委員長がどうするか考えるということ。

大泉理事 それは恐らく、委員長に伝えてもらって、委員長がそれを議長なり、もしくは必要な所管なりに調整をするというか、そういうのが利くのかどうかということと動いていただくということになるかと思うんですけれども、そういった理解でよろしいのでしょうか。

議会事務局次長 事務局サイドではそういう形では決定権がないものですから、議会の特別委員会の部会のほうで、ある程度固めたものがございますので、委員長のほうと相談して、広報に載せる、ないしは冒頭の録画を撮るとかというのについてはお話をしていきたいと思っていますけれども。

奥山理事 「広報すぎなみ」に載せていただくかどうかということは、例えば今ここで議運の理事会の方の御意見も聞けるのであれば聞いてもいいんじゃないですか。つまり議運の委員長1人に押しつけるのではなくて、どうでしょうか。

大泉理事 出発点としては、特別委員会が出発点ということで、そこから発議というか、

そういったオーダーが出てきて、それをしかるべき経緯でもんで、それがかなうのか、かなわないのかを検討するというような流れになるのかなと思うんですけども。

議会事務局次長 今委員長がおっしゃったとおり、その流れで行きたいということです。

この場で決めるということも、それは委員長のほうのさばきだと思いますけれども。

大泉理事 そうしましたら、一旦、もともとこれが12月2日の特別委員会で出てくるという中で、今、議会運営委員会理事会ではそういった御意見がありましたよということ、を特別委員会の委員長に伝えた上で、その中で特別委員会の動きとしてそういったものを織り込んでいただく、もしくは調整をしていただくといったことを伝えていくという形にさせていただければと思いますけれども。そういうことでよろしいでしょうか。

奥山理事 はい、分かりました。

大泉理事 ほかに何かございますか、ただいまの全協に関して。よろしいですか。——それでは、全員協議会の開催及び区民意見の募集については、12月2日議会改革特別委員会の開催後、正式に依頼がありますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いをいたします。

本日の日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますか。

岩田理事 うちの会派で出ていた意見なんですけれども、緊急事態も解除されて、議会BCPの発令も3定の最終日で一応終わりになったと思うんです。そうした中で、いわゆる事務局経由の視察を今自粛中だと思うんですけども、どこぞのタイミングぐらいで、それについても自粛の解除という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、その辺もおいおい考えていただければというのが出てきておりましたので、一応ひとつ、議題までいかないんですけども、そういった声も出てきているということはお伝えさせていただければと思って一言しゃべらせていただきました。

あとついでで、先ほどの会議規則の、4定最終日ということだったと思うんですけども、これは提案は委員会提出という形で行くんですかね。

大泉理事 今までの経緯だと、割と議員提出議案というケースが多かったようなんですけれども、その辺りも含めて、事務局次長、お願いします。

議会事務局次長 予定では、議員提出議案ということで出す予定でございます。委員会ではなくて、そこに所属している議員1人1人のお名前で提出していくという。

岩田理事 議運の議員名ということですね。議員全員とかではない。

議会事務局次長 議会運営委員会の委員全員ということです。

大泉理事 主に各幹事長であるとか、そういった方々が名を連ねていくというところの中で提出をしていくというところですかね。

今、前段で岩田理事からいただきました事務局経由の行政視察、確かに、この先どう
いうふうにするのかというところがあるかと思えますし、それは23区、ほかの状況な
んかがどうかということもありますので、事務局のほうから、他区の状況なんか何か
もし分かっているものがあればお願いできますか。

議会事務局次長 23区では一応文京区が再開をされたという情報があります。

それとあと、大井競馬場のほうで受入れ自粛は引き続きやっていくというような状況
でございます。

大泉理事 これはこちら側だけということではなく、受入先の状況なんかもあろうかと思
いますので、確かにおっしゃるとおり、感染状況自体は今ひととき落ち着きは見せてい
るという状況ではありますけれども、またその一方で、補正予算等で第6波に向けて追
加ワクチン接種だとか、そういった準備も進めているという状況もありますので、この
辺りは今すぐ判断というよりは、感染状況がどうなるのか、もう少し様子を見ながら、
引き続きの協議事項というふうにさせていただきたいと思えますけれども、よろしいで
しょうか。——それではそのようにさせていただきます。

山田理事 2点ありまして、まず、我々の議員任期が折り返しを迎えて、残り1年ちょっ
とということで、陳情審査が今、各常任委員会で行われているんですけども、陳情の
審査率を向上するための取組をそれぞれ問題意識を持ってやっていただきたいなとい
うところ。

あと、明日、区民生活委員会があるんですけども、報告事項が1件で、陳情審査も
当初やる予定だったんですけども、やらなくなったというところで、うちの会派から
委員長を出しているので、当初、報告事項がゼロだったらいいんですね、全くないと。
これでは困るということで1件入れてもらったということなんですけれども、それがも
しなかったと考えると、常任委員会をそもそも開催する意味がなくなってしまうよう
な事態になっていますので、議会に対してもう少し報告する事項があったほうがいいの
かなということも考えていますので、委員長の裁量になるんでしょうけれども、ちょっと
その辺りの問題意識も共有しておきたいなというふうに思っています。

大泉理事 今、山田理事からいただいたお話については、今この場は各会派幹事長の皆さ
んおそろいということになりますので、その問題意識を改めてここで認識していただ
いて、各会派それぞれ委員長を輩出されているところがあるかと思えますので、そう
いったところと共有していただくというふうな形でよろしいでしょうか。

それでは、以上で議会運営委員会理事会を終了いたします。

(午後 1時44分 閉会)